

○増井好典委員長 皆様、御苦労さまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。当委員会に付託されました案件は全部で12件であります。

審査順序は、お手元に配付の議案審査順表のとおり、建設部、経済部、都市政策部、上下水道部の順番として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増井好典委員長 異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することといたします。

それでは、建設部所管の議案から順次審査に入ります。

議第6号「令和7年度焼津市駐車場事業特別会計予算案」を議題といたします。

予算書の252ページです。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

歳入の254、255ページで、小石川駐車場使用料と駅北駐車場使用料がそれぞれ計上されておりますけれども、前年度よりも少し上がっております。何台分ということで見込んでいますか。

○松田仁志道路課長 お答えします。

まず、これまでの利用の状況ということで報告をさせていただきます。

まず、小石川駐車場になります。1月末までの集計ということになりますけど、今年度が利用の台数が1万3,345台、令和5年度につきましては1万5,671台でございまして、約14.8%、台数が少なくなっているという状況になっております。一方で、使用料の収入になりますけど令和6年度で582万650円、令和5年度が590万700円ということで、マイナス1.4%ということで、ほぼ横ばいの状況となっております。

そして、次に、駅北駐車場になりますが、利用の台数が令和6年度が1月末までに1万3,386台、令和5年度が1万4,394台、約7%少なくなっているという状況です。そして、使用料収入についてですが、令和6年度が600万2,400円、令和5年度が596万4,900円、プラス0.6%という状況になっております。そして、今年度の見込みについてでございますが、上半期まで、先ほど台数を言ったときに若干少なくなっているとお話をしましたけど、上半期までの状況ですと、両方の駐車場を足しまして、使用料収入としてはプラスの0.6%ぐらい増えていたという状況もございまして、一方で、コロナ禍を明けて、年々駐車場事業につきましては、利用の台数が非常に増えていると、そういった状況を見まして、令和6年度、今年度の上半期の実績を令和5年度と比較して増減額を令和5年度の実績額にかけて試算を行っております。そういった中で、全体では、使用料の見込みとして3.5%ぐらい増ということで見込んでおります。

以上となります。

○深田ゆり子委員 今御答弁いただきました北口なんですが、令和6年度の台数が1万

3,368台で600万2,400円と、令和5年度が1万4,394台で、金額とすれば596万円余ということで、令和6年度は台数が少ないんですけど、使用料が少し高くなっているのか、利用状況が変わっているのか、その辺のことを教えていただきたいのと、あと、北口の民間の駐車場が増えているので、その辺の影響はどういうふうに見えていますか。

○松田仁志道路課長 お答えします。

まず、利用台数が減っているんですけど、使用料収入が若干増えていると、そういったところで、そちらにつきましては、定額料金といいますか、上限料金、24時間までは定額の料金で置けますよというものを、令和元年度に小石川駐車場南口駐車場で、令和3年度に北口駐車場で設けたものですから、台数は減っていますが、そういったところで利用の台数は増えていると、利用の状況は増えているといったところになっていると思います。24時間まで600円です。

もう1つが、駐車場の状況ですが、コロナ禍、駐車場って周辺が大分閉鎖されて少なくなってきたという状況があったんですけど、新型コロナウイルス感染症が明けまして、先ほど委員が御指摘のとおり、周辺に駐車場が大分増えてきたという状況もございますので、そういった中で、そういった駐車場へ駐車される方が増えてきたとか、そういったところも若干あるのかなと思います。

以上です。

○深田ゆり子委員 定額料金、24時間で600円ということで、そうした利用の方が24時間で、年契約とか月契約とか、そういう人が増えてきているのか、それともそういうのは関係なく、24時間という使い方が増えているのか。

○松田仁志道路課長 24時間上限というのは、通常であれば最初の1時間が150円とか、そういったものがございますけど、以降30分に50円とか、あと、5時間30分を超える場合に最初の24時間までは600円ですと、よく民間の駐車場で看板がついていて、600円ですとかと書いてあるんですけど、そういったものと同じような体系にしたというのがございます。そういった中で、やはり長時間利用していただけたとか、そういったものであって、民間と同じようなところで利用されたのかなというふうに推測されるんですが、その後につきましては、例えば定期の利用とかという話でしたよね。定期の話の場合は、北口では実施しておりませんで、南口の小石川駐車場で実施をしております、全日、ずっと借りますとなった場合には、1月当たり9,160円、もう一点が、夜間、17時以降から翌日の8時までといったものもございまして、そちらについては4,580円と、そういったところで契約をしております。定期の利用者につきましては、特別増えているとか、そういった状況って、特にはございません。

以上です。

○増井好典委員長 ほかにございますか。

○石田江利子委員 257ページの予算決算情報活用ソリューションですと2番の1款1項1目の指定管理のモニタリング評価委員というところへの謝礼というのがあるんですけども、指定管理モニタリング評価委員というのは、指定管理に対してのモニタリングでいいのかと、あと、定期的に行っているのか、その辺の詳細を教えてください。

○松田仁志道路課長 お答えします。

モニタリング調査につきましては、指定管理の運営の方法が適正であるかということ

を確認するというので、毎年1回、開催をしているところでございます。内容につきましては、外部委員の方1名と庁内の委員4名により年に1回、指定管理者も出席する中で、評価委員を実施しているところでございます。

以上です。

○増井好典委員長 ほかにはどうでしょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第6号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号「令和7年度焼津市港湾事業特別会計予算案」を議題といたします。

予算書は297ページ以降です。

当局に対し、質疑のある意味は御発言願います。

○石原孝之委員 予算決算情報活用ソリューション3番の1款1項1目の大井川港管理費、大井川港活性化推進事業に関して伺います。

クルーズ船のことなんですけど、いろいろ内々で煮詰まっていることもあると思いますけど、これでかける予算が2,000万円、費用対効果として、ちゃんとあるのかどうか市民の声もあって、当局側の見解と、ちゃんとその見合ったものが、対価ができるという、その根拠づけを教えてもらっていいですか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 大井川港活性化推進事業のところのクルーズ船の関係ですけど、大井川港で行っているものについては、クルーズ船運航に当たって、航路だとか泊地だとか、そういったものの安全性を検証するものを計上しております。そういったものの検討で、予算的には1,000万円計上をしているものです。そのほかにクルーズ船が来た後、どんなコンテンツを基に観光していただくかというところの検証というのは観光部門になるものですから、その辺を含めてでないとなかなか言えないところがありますけど、大井川港活性化推進事業でお願いというか、検討しているのは、そういったところの部類になります。

以上です。

○白石雅治建設部長 では、私から補足説明させていただきます。

今回、2,000万円余の予算を計上させていただいているわけですが、そのうち1,000万円につきましては、クルーズ船、やはり安全な航行というのが第一でありまして、その辺の条件もついてくるものですから、そういったものの予算を計上させていただいています。残り1,000万円余につきましては、基本的には大井川港は物流港でございますので、地域の振興、物流を確保しなければこれから成長していけないものですから、そういった調査でありますとか、民間へのヒアリング、あと、大井川振興会等の

皆さんに意見を伺ったりしながら、今後、港湾計画というものがございまして、それを見直しする費用を今回、予算要求させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○石原孝之委員 そういった細かい詳細まで、市民まで行き届いていない感じはあると思います。クルーズ船のことだけで2,000万円計上しているというふうに、活性化だけというふうに捉えられがちだし、我々もそういうふうな部分も深掘りしていくと、結局、間口を広げたりとか、今後の将来を見据えた部分でのご入れだというところが伝わっていないところもあるかもしれないですし、あと、もし今後そういった形で、そういった事例の中で、また今後広げていくという足がかりというところも踏まえると、挑戦しないより挑戦したほうがいいのかなどというところもあって、やってみないと分からない部分もあるので、実際その辺は自分も思うところもありますので、分かりました。

○深田ゆり子委員 関連質疑です。

事業内容の詳細が予算決算ソリューションに書いてございますが、1、2、3で、3番目のクルーズ船誘致のためが1,000万円ということで、1の企業訪問に係る旅費が幾らで、企業訪問の内容、そして、2番目の大井川の物流機能強化調査検討に関する委託料、これの内容と、あと、委託料の金額、それから、委託先が決まっているかどうか、どういうところに委託するのか。3番目の航行安全調査に関する委託料の委託先もどういう方向になるのか。特にここでは、新型コロナウイルス感染症の問題の、最初のところの大きな衛生管理の問題がまだ乗客の皆さんと解決していないという課題があるというふうに思います。特に衛生管理のことについては丁寧に、航行の安全の中に含まれると思うんですけども、それも行われるのか、伺います。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 まず、初めに、企業訪問の旅費の関係ですけど、旅費については、東京都内に2回ほど、あとは、県内で2回ほどの予算計上をしております。あと、クルーズ船の関係の委託の内容になるかと思いますが、委託の内容としては、クルーズ船が大井川港に来るに当たって、既設の岸壁がありますけど、その岸壁が安全で停泊できるかというところの検証をということで、海上保安部との審査が必要になります。通常より大きい船が入るものですから、そういった審査が必要になるもので、そういったものの調査の検討を行うものです。具体的には、航路だったり泊地だったり岸壁だったり、係留施設の検討をするものでございます。委託先については、専門的な知識を持っているコンサルタントに発注する形になりますので、今後、業者の選定になる、入札によって決まります。新型コロナウイルス感染症の関係の、そういったものの安全がどうかというところもありますけど、そういったものについては、ハード的な整備の検討の中には含まれていないのが現状です。

以上です。

○増井好典委員長 聞き漏らしある。もう一回。

○深田ゆり子委員 1番の企業部門に係る旅費、金額的には幾らになりますか。それで、今御答弁いただいた東京都内とか、東京都内2回、県内で2回、旅行会社、どういうところに旅費として企業訪問するのか、具体的に分かる範囲で教えてください。

あと、2番目の大井川港の物流機能強化調査検討に関する委託料、この金額と、委託先はこれから、これはコンサルタントじゃないですね。どういうところに委託される

のか。

それから、最後の航行安全調査に係るハードの面の調査ということですが、やはり衛生面での調査というのは併せて行っていただきたいです。その衛生面での安全も確認した上で、焼津市として受入れ可能だとか、受け入れることができるのか、そういう事実承認みたいなものが必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 すみませんでした。

1番の企業訪問の旅費の関係ですけど、旅費については6万2,000円ほど計上しております。これについては、職員が直接訪問させていただいております。大井川港に石油関連の企業さんがありますけど、その元売りとして東京本社が多いものですから、そういったところへの訪問を考えているところでございます。

続いて、2番目の物流機能の強化に対する委託の内容ですけど、市営の上屋とか公共空地があります。そういったものの必要な港湾施設の再編とか、利用の可能性について調査検討するもので、港湾を取り巻く状況、求められるニーズも変わってきているところでございます。土地利用とか、施設の整備の方向性なんかを調査して、あとは、港湾計画の見直しの案なんかの基礎調査も作成していく予定でございます。そういったものを含めて、全部で1,000万円の予算計上をしております。

委託先については、これも当然専門の知識を持っているコンサルタントがおりますので、そちらへ入札によって発注する予定で考えております。

3番目の衛生面の話ですけど、そういったものも当然必要になってくるかなというところありますので、ハード整備の中で検討ができるかどうかは検討していきたいと思っております。もし、難しいようだったら、商工とも観光の関係もありますので、そういったところでもできるかどうかというのを考えながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○深田ゆり子委員 了解。

○増井好典委員長 ほかにございますでしょうか。

○吉田昇一副委員長 1款1項1目のところで、ページ数が303ページなんですが、海岸保全施設整備事業費1億5,970万円、これが胸壁の整備修正設計業務委託とあるんですが、どのような修正をするのか、教えていただきたいです。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 胸壁の修正設計の話ですけど、平成28年度に全体の計画をつくっております。その中で、静岡県から最新の技術的見地に基づく耐震性の関係で基本的な考え方が示されたところがありますので、そういった耐震設計に用いる地震動の条件なんかを見直しをするもので、改めて耐震設計の検討を行うものでございます。地震動の向きによって、耐震計算などの設定条件がありますので、今、既存で考えているのは、鋼管ぐい2本という設計をしておりますけど、1本に削減できるのではないかとこのところの検討だったり、胸壁の断面のスリム化もできるのではないかとこのところの検討していきたいと考えております。

そのほか、胸壁を設置する場所になりますけど、そういったものの変更によって、用地だったり、補償費の削減になっていくかというところの検討をその中で行う予定で考えております。

以上です。

○吉田昇一副委員長 この修正みたいな設計の中には、高さとか、あとは設置の範囲、その辺は含まれますか。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 基本的な高さだとか、今、志太田中川まで行っているんですけど、その範囲は変わりません。基本的に令和12年度の完成を目指して進めておりますけど、国とも補正予算の対応だとか、そういったものの協議も積極的にする中で、一年でも早く進められればなということで、その検討だけでございます。

○吉田昇一副委員長 了解しました。

○増井好典委員長 ほかにございますでしょうか。

○深田ゆり子委員 計算上のことなのですが、1番に6万2,000円で、あと、2番にクルーズ船1,000万円……。さっきの……。

○増井好典委員長 元に戻るね。

○深田ゆり子委員 ごめんなさい、元に。

4万8,000円ほど多い、予算額としては多く計上されているので、この差額、先ほどの金額には、この2,011万円にならないので、ほかに細かいのが入っているのかなど。

○池谷嘉一大井川港管理事務所長 お答えします。

予算、そのほかに使用料として、高速道路の高速代金とか駐車場の使用料を計上しております。それが4万円となります。

以上でございます。

大井川港活性化推進事業の予算の内訳を説明させていただきます。

謝礼については5,000円、公共施設の勉強会で講師をお招きしてお願いいたしますので、その謝礼となります。あと、旅費については6万2,000円、これについては、県内だったり東京だったりということ、職員がする企業訪問になりますけど、その旅費となります。需用費として、一般消耗品を計上してあります。これは、事務用品として、活性化で使うラミネートの加工したパンフレットとか、そういったものを印刷しますので、そういったものの費用となります。金額については3,000円です。委託料については合計で2,000万円、先ほどの物流機能の強化とクルーズ船の関係で合計で2,000万円です。施設の使用料として4万円、これについては、高速道路料金と駐車場の代金となります。以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○増井好典委員長 ほかにどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、これで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、討論を打ち切ります。

これより採決をいたします。

議第9号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号「焼津市道路線の認定について」と議第52号「焼津市道路線の変更について」は関連がありますので、一括して議題としたいと思います。

議案書の96ページ、97ページになります。

そちらについて、何か質疑等ございましたら御発言願います。

○**深田ゆり子委員** 参考資料の181ページと182ページを見せていただきましたが、これは住宅が書いていないんですけど、これから建売住宅にされるといふことでよろしいでしょうか。5件、北が9件ですね。行き止まりになっても市道として認められているといふことでよろしいですね。その辺のことをお聞きします。

○**福與久信土木管理課長** お答えします。

まず、こちらにつきましては、開発行為という形で土地の分譲住宅として依頼があります。その中に市道を設置するという形になります。今見ていただきました市道、これのうち、道南分譲地9号線と10号線、これはセットになりますが、それぞれの起点と終点でまず路線を認定いたしますので、今回、この分譲地の中で2路線を認定するという形になります。

それと、まず分譲の依頼が来て、その後、市道認定には、都市計画法の32条で審査を行い、最終的に登記が完了した段階で認定をさせていただいておりますので、今言われた先に分譲地9号線に関しましては分譲で、実際、今現在4件ほど、もう家が建っている状態になります。10号線につきましては、上の4件になりますが、そのうちの2件ほどはもう建物が建築中でありますので、基本的には、先ほど言いましたように、道路敷として登記が完了した時点でうちは認定をさせてもらうという形になります。

以上であります。

○**深田ゆり子委員** 私道じゃなくて、いきなり分譲のときは公道に登記をするというのが、今普通になってるんですね。そうすると、割とお宅の前に車をちょこっと止めるというのも出てくるんじゃないかなと思うんですけども、公道になるので、駐車違反ということになってしまう。ということは、そういう標識までもこちらでまた考えなきゃいけないのかなと思うんですが、そういうところまで行いますか。

○**福與久信土木管理課長** 基本的には、道路法案の中で、規制は警察が標識を立てていただくことになりますので、基本的には駐停車禁止、要は停車まで入るかどうかというのは、警察と協議をさせてもらうことになりますので、一般の道路交通法の中で規制をかけるかかけないかについては、今言ったように、あまりにも停車がひどいようであれば、そういう場合は警察とも協議をさせていただきながら、その標識にも対応させていただきたいということになります。

先ほど補足で、行き止まりになりますけど、基本的には開発行為の関係で70メートル以上の道路の認定のときには、回転場というのを設けないといけないことになっていますが、今回、延長的には30メートル以下になりますので、そういうときには回転場を設けないという形で許可を出しております。

以上であります。

○**増井好典委員長** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** なければ質疑を打切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 なしという意見がございましたので、討論を打ち切ります。

これより採決をいたします。

まず、議第51号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案はこれを可決すべきものと決しました。

次に、議第52号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案はこれを可決すべきものと決しました。

以上で、建設部所管の議案の審査は終了いたしました。

建設部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。

休憩(9:35~9:38)

○増井好典委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、経済部所管の議案審査に入ります。

議第5号「令和7年度焼津市温泉事業特別会計予算案」を議題といたします。

予算書の240ページ以降となります。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○石原孝之委員 予算決算情報活用ソリューションの3番の1款1項1目温泉施設維持管理費に関して伺います。

今回5,000万円ほど下がっていて、45%ぐらい経費が昨年度よりは落ちているんですけど、これに関しての説明をお願いします。

○八木澄人商工観光課長 温泉施設維持管理費の減額の理由ですけれども、1つは、今年度は工事が2件、温泉パイプラインを引く工事と駅前足湯の屋根の工事2件がございましたけれども、来年度、令和7年度につきましては工事がありませんので、その分の減額となっております。

以上です。

○石原孝之委員 この項目は、これから温泉事業に関して焼津市は力を入れていきたいというところはある中で、これだけの減額になっていて、大幅な工事が今年度で済んじゃったから、来年度はないですよというところが分かりました。

ちょっと質疑があれかもしれないですけど、ここの部分じゃなくて上の部分かな、消耗品じゃないですけど、この1款1項1目の温泉事業費に関してちょっと伺っていいですかね。

よく焼津市は全国で連続1位、何でしたっけ、項目。

(「温泉総選挙」と呼ぶ者あり)

○石原孝之委員 そう、温泉総選挙。それってここに当たるやつですか。費用だったりその協会だったり何かエントリー費だったり、何部門でしたっけ、あれ。

（「リフレッシュ」と呼ぶ者あり）

○石原孝之委員 リフレッシュ部門、そう。それに当たる部分の項目って、どこにありましたか。

○八木澄人商工観光課長 温泉の総選挙につきまして、リフレッシュ部門で令和5年度まで5年連続で賞をいただいているんですけども、選挙の仕組みがちょっと変わりました、令和6年度からエントリーをしていないものですから、次年度についても今のところエントリーの予定はございません。

以上になります。

○石原孝之委員 じゃ、その項目はもう語れないというか、リフレッシュ部門全国1位だったというのは、もうないということですね。

○八木澄人商工観光課長 そうですね。仕組みが変わりましてリフレッシュ部門という部門自体がなくなっているものですから、実績としては、令和5年度までは連続でリフレッシュ部門で受賞したという実績はありますけども、今現在ですとそういう部門がございませんので、そういう状況になっております。

以上です。

○石原孝之委員 エントリーがどのくらいあったのか、よく市民の方からリフレッシュ部門って何だって、もっと有名なところで全国に温泉がある中で、焼津が取れるってどのカテゴリーなんだというところもあったので、もう終わった話ですけど、何エントリーくらいある中で1位だったのかとか。

あとはもう一つ、来年度、そういった形でブランディングの中で、また焼津市として何か全国に先駆けてそういったものの代替のものはあるのかどうか。今もう、これからはリフレッシュ部門、そういうのはなくなったんですけど、その代替のものはあるかどうか、そこも重ねてお願いします。

○八木澄人商工観光課長 リフレッシュ部門のエントリーの数につきましては、ちょっと今確認させていただきます。

PRという部分になるかと思いますが、一般会計になりますけど、令和7年度は万博で温泉を活用した焼津市のPR、温泉のPRをさせていただくというところと、併せて、市役所前の足湯なんかもできているものですから、新たに温泉ガイドブックですとかそういったものを作成して、今年度PRをこれからしていくところです。

また、あわせまして、市内の各施設様と連携をして、PRに取り組んでいければと思います。

以上でございます。

○石原孝之委員 分かりました。

○吉田昇一副委員長 先ほどの温泉施設維持管理費の中に、予算決算情報活用ソリューションの3番に水質検査料12回とあるんですが、これは、いわゆる職員が検査キットで検査するのか、それとも、どこかの検査機関にお願いして検査していただくのか、どのような項目を検査しているのか分かりますか。

○八木澄人商工観光課長 お答えいたします。

水質検査になるものですから、業者に委託をして、主にはレジオネラ菌とかそういうものの検査を月に1度しているという状況でございます。業者に委託をして検査していただいている。

○吉田昇一副委員長 それは温泉のいわゆる源泉のところをやるのか、それとも、足湯とかそういうところのものを使ってやるのか、その辺分かりますか。

○八木澄人商工観光課長 合計でいきますと4か所、源泉で2か所、あと駅前の足湯と、あと温泉スタンドの4か所になっております。

以上です。

○吉田昇一副委員長 分かりました。

○深田ゆり子委員 予算書の242、243ページの温泉使用料なんですけれども、先日、補正予算で減額されておまして、今回の新年度予算も329万4,000円の減額となっております。平均すると47万円の減額ですけれども、温泉施設の規模によっても全く違うと思いますので、どういう状況であるのか、駅南のエキチカ温泉・くろしお、松風閣さん、グランドホテルさん、なかむら館さん、サンライフさん、7つだと思ったんですけど、あと3つが分からないので教えていただきたいのと、あと、足湯2か所、駅前と市役所、それと、温泉スタンドもこの温泉使用料に含まれるのかどうか、焼津市としてこの会計に使用料を払うのかどうかということを併せてお聞きします。

○八木澄人商工観光課長 温泉を利用いただいている施設になりますけれども、まず、松風閣、グランドホテル、亀の井ホテル、なかむら館さん、サンライフ焼津、汀家さん、ホテルですね、やいづマリンパレス、エキチカ温泉・くろしおと、最近ですと駅北のくれたけイン、ホテルですね、あと石上さん、旅館ですね、あと、ビジネスホテル大井川と市外で掛川市のリゾートホテル、沼津市の温浴施設、あとは温泉スタンドと駅前の足湯と市役所前の足湯になっております。

○深田ゆり子委員 そうすると、合計幾つになるんですか、14。

○八木澄人商工観光課長 温泉スタンドを入れて14。

○深田ゆり子委員 それぞれに温泉使用料が何割ぐらい、今回の減るんじゃないかということで、この329万円の予算を減額しているんですけれども、前年度と同じぐらいの使用料を計上しているのか、それとも減らした金額を計上しているのか、何割ぐらいとか、そういうのは分かりますかということ、市の足湯と温泉スタンドの使用料もこの使用料の中に含まれるのかどうか。

○八木澄人商工観光課長 来年度の見込みの使用料になりますけれども、この前、補正をさせていただいたんですけど、そのときも前年度12月までの実績を基に、あとは見込みということで、今年度の補正の使用料と同じ額ということで今算定をさせていただいております。

ただ、年が明けてからちょっと寒い日が続いたものですから、各施設、温泉スタンドであったり足湯もそうなんですけれども、使用料がちょっと増えているものですから、気候によってちょっと変化はございますので、今のこの算定している数字ですと12月までということで、ちょっと例年よりは少ない数量で見込んでおります。

温泉スタンドの使用料も含まれております。

以上でございます。

○**深田ゆり子委員** そうしますと、12月までの使用料が少なくなっていた、暑い日が続いたということで、新年度予算にはその計算上、減額計上しているけれども、またこれから分からないよという、ちょっと流動的などころもあるという金額で、今年度と同じ金額ということでよろしいですね。

○**石田江利子委員** 先ほどのところにまた戻って、予算決算情報活用ソリューションの3番の1款1項1目の足湯の清掃なんですけれども、2か所、どのくらいの頻度で、どのような清掃を行っているのか教えてください。あと、もしできれば時間帯とか。

○**八木澄人商工観光課長** 答えいたします。

清掃は、基本的には毎日行っております。委託の中で毎日やっただいていただいていると。時間的には、朝清掃して温泉を入れて、また、冬場は夕方4時、夏場は5時までですけれども、5時に温泉を抜いていく、これを毎日行っております。

以上です。

○**石田江利子委員** 分かりました。

○**石原孝之委員** 予算決算情報活用ソリューションの1番の温泉事業費、温泉職員給与費に関して伺いたいと思います。

これは職員1人に係る人件費ということで、1,000万円超えているんですけど、これはどういう立場の人が1人でこれだけもらえるんですか、ちょっと教えてください。1,000万円なので。

○**八木澄人商工観光課長** 温泉職員給与費になりますけれども、温泉を担当する主幹1名分の人件費になります。

基本的には、給与には各種手当、あと共済組合の負担金等も含まれていますので、1,000万円という形になっております。

以上でございます。

○**石原孝之委員** 職員さん1人で1,000万円超えるってちょっと驚いたので、普通なのかどうなのか分からないので、普通に考えて、市役所の職員さん1人が、1年で1,000万円の給与を頂いているのかなというところで感じたので、それはもう間違いのないということですよ、主幹の方がという。

○**八木澄人商工観光課長** そうですね。

○**石原孝之委員** 分かりました。

○**山下敦史経済部長** 今の給与のことは、本人の年収とは別に、先ほど言いましたように、共済組合負担金といった市で払う部分も含まれておるものですから。

○**石原孝之委員** その内訳は。

○**山下敦史経済部長** 共済組合の負担金が161万7,000円です。あと、公務災害負担金が9,000円、一般職の給与は488万3,000円で、そのほかに扶養手当が45万円、地域手当が16万円、住居手当が25万2,000円、期末手当が121万8,000円、勤勉手当が94万2,000円、あと通勤手当が11万4,000円、児童手当が60万円、ここまでが、一般職給与から児童手当までが本人のところに支給される金額となっており、1,000万円全部がその人の年収ではないということです。

○**鈴木浩己委員** さっきの温泉使用料のところ、ちょっと関連でお願いしたいんですけども、それこそ数年前に使用料の改正の条例が可決をいたしまして、今、段階的に引

上げの方向でやっていただいているかと思うんですけれども、新年度に向けて使用料収入が減額ということで、皆さんも市外とか、あるいは市内も含めて営業をしていただいて、いかに供給を増やすかということで頭を悩ませていただいていると思うんですけれども、近年の源泉から各供給先へ送っている供給量の推移をちょっと教えていただければと思います。

○八木澄人商工観光課長 温泉の量ですけれども、各施設には日量として約250トン、大体平均してこの推移を保っているという状況です。もともとこの使用量が増えるというところを想定していましたが、実際には増え、約250トン、平均して使用量も推移しているという状況になります。

以上です。

○鈴木浩己委員 その250トンというのは、日量ということですか。じゃ、年間通じて、例えば令和4年度、令和5年度、令和6年度ぐらいで実績値というのは分かりますか。

○山下敦史経済部長 使用量の推移は、令和4年度が8万8,000トン、令和5年度が8万4,000トンということになっておりまして、ほぼ横ばいなんですけど、やはり料金が少し、令和7年度は同じですけれども、令和6年度になったときに上がりましたので、今年度、施設自体が使用量を若干減らしているところもあります。その中には温泉の循環器を入れて、お湯を入れ替えなくてもきれいな水でお客さんを迎えられるように施設を改修しているところもありますので、ちょっと微減傾向です。市では温泉の供給先を増やして量を増やしていますけれども、施設自体は値段も上がるので節約傾向にあるのかなと理解しております。

以上です。

○鈴木浩己委員 主には市内11施設で、源泉かけ流しの施設もあれば、貯留施設を持っていて、今みたいに循環をしながらなるだけ給湯量を抑える、利用量が増えているものですから、そういうやっぱりことで企業努力をしている給湯先もあるやに伺っておりますけれども、やっぱり使用料収入とか給湯量によって左右されてくるとなると、よっぽどやっぱり営業を一生懸命やっていただく中で、8万トンは切らないような、そういう努力を特別会計としてはやっぱりやっていただかないと厳しいのかなというふうに思いますので、今後ともぜひ新規の施設への営業もお願いをしたいなというふうに思っております。

もう一個、別件でいいですか。

○増井好典委員長 はい。

○鈴木浩己委員 私、二十五、六年前に市議会議員をさせていただいたときに、この温泉事業の特別会計で総額で2,500万円ぐらいだったんですよ。途中から、御存じのように温泉は天然ガスの副産物として上がってくるものだもんですから、その天然ガスは無害化するような、そういうやっぱりガス処理の手数料というんですか、そういったもので、結構、支出でお金がかかっていたなという記憶があるんですけれども、ここ最近やっぱり相当高額な感じになっているのかなと思うんですけれども、この天然ガスを処理する経費というか、それはちなみにどれぐらい最近はかかっているか教えてください。

○八木澄人商工観光課長 まず、令和3年度に新しい源泉工事をしたものですから、まず今、その工事費が、令和7年度までが年5,000万円ほど5年間で分割という形で支払っ

ているものですから、今、委託料としては7,100万円ぐらいになっておりますので、差引き2,000万円ぐらいです。

以上になります。

○鈴木浩己委員 そのガス処理の施設というのは、今度新しくできた焼津港1号井の敷地内にあるのでしたっけ。それを管理しているのは東海ガスさんじゃなくて、焼津市ですか。

(「東海です」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己委員 東海ガスさんですか。じゃ、その委託料を含めて7,100万円と。

○八木澄人商工観光課長 はい。

○鈴木浩己委員 令和7年度までの工事費の5,000万円が終われば、それ以降は2,100万円という、そういう勘定でいいですか。

○八木澄人商工観光課長 おっしゃるとおりでございます。

ただ、その残りが単純に、工事が終わって残りが2,100万円というところについては、今後も東海ガスさんとも協議をしながら、やっぱりいろいろ物価が上がったりとか、いろいろ調整するところがございますので、一応協議をした上でまた金額が毎年変わってくるかと思えます。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 了解です。

○深田ゆり子委員 先ほどの温泉職員給与費の1,000万円余なんですけれども、節の項目で見ますと、職員手当等が373万6,000円ということで、ちょっと多いんじゃないかなと思うんですが、先ほどの金額を足すと373万6,000円になるということによろしいんですかね。

○鈴木浩己委員 246ページに出ています。表の2段目が職員手当の内訳で、それを全部足すと373万6,000円。

○深田ゆり子委員 ということは、この表の2番目の期末勤勉手当がすごく高く、200万円余になっているということですよ、多いということですよ、期末勤勉手当。ここはこんなに多い理由というのは何かあるんですかね。

それと、温泉職員の1人なんですけれども、この方がお休みになった場合とか、何か体制的にはほかにはいらっしやらない。

○山下敦史経済部長 まず、手当は給与条例に基づいて基本給を掛けているので、この金額で間違いないと思いますが、温泉職員1名分を計上しておりますけれども、実際に温泉担当は2名おります。ただ、1名分を特別会計で見ているということで御理解いただきたいと思えます。

○深田ゆり子委員 2名ということで、分かりました。

期末勤勉手当が、ちょっと金額がほかの手当に比べてすごく多いものですから、どこか出張したり誘致したりというそういう活動というか、そういうところに多く行っているんで勤勉手当が高くなっている。どういうことで高いんですか。

○山下敦史経済部長 期末勤勉手当ですので、職員の6月と12月の期末勤勉手当、支給月数は条例で決まっていますので、人勤で今回少し増えましたけれども、それに基づいての基本給と、あと地域手当、扶養手当も含めて、それに月数を掛けているということな

ので。

以上です。

○深田ゆり子委員 変わらないんですね。分かりました。

期末勤勉手当、期末手当ではなくて、勤勉が入ったものですから、何か特別な、特殊なことをやっているのかなというふうにも思いました。

以上です。

○四之宮慎一委員 歳入を増やしていきたいということの考えの中で、温泉を供給していくというところで、例えば入るだけの温泉じゃなくて、温泉を使った商品開発とか、あと魚の養殖とか、何かそういう話というのは市内の業者さんから入ってきたりとかしていますか。

○八木澄人商工観光課長 温泉の利活用というところだと思いますけれども、市内の事業所でも温泉トマトというのをやっただいていいる事業者さんもありますけれども、市としても令和4年度に県の保健所に相談をさせてもらった経緯がございます。

ただ、いろいろ法の問題ですとか、輸送の問題ですとか、いろいろ課題があるものですから、実際には今、入浴以外の利用というのはございませんけれども、また今後そういったところ、別の利用を拡大していくための利活用についても、検討、研究をさせていただければと思います。

以上です。

○増井好典委員長 ほかにいいですかね。

○八木澄人商工観光課長 先ほどの温泉総選挙のリフレッシュ部門のエントリー数、2023年のときが16団体ということになっております。

以上でございます。

○増井好典委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ここで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論は打ち切ります。

これより採決いたします。

議第5号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 ありがとうございます。挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済部所管の議案の審査を終了しました。

経済部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩します。

休憩(10:09~10:15)

○増井好典委員長 それでは、これより都市政策部所管の議案審査に入ります。

まず最初に、議第39号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書の41ページになります。

当局の説明を求めます。

○**小山伸明建築住宅課長** まず、議第39号の焼津市手数料条例の一部を改正する条例につきましては、カーボンニュートラルの実現のために建築物省エネ法が改正されました。

これまでも300平米以上の住宅でないものについては、省エネ基準に適合しないといけないというふうになっておりましたけれども、この4月1日から、対象が全ての建築物が適合しないといけないという形になりましたので、これまでは300平米以上の住宅以外の建物の審査手数料の設定をしてございましたけれども、加えて全ての建築物に対応する手数料を設定してございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○**増井好典委員長** 当局の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑がある委員は御発言願います。

○**深田ゆり子委員** 参考資料の63、64ページで、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律により、規則がいろいろ追加されていると思うんですが、この64ページのウの新たに追加されたところ、この表の中の左を読みますと、「確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合以外の場合」と、ちょっと分かりにくいんですけども、これというのは、エネルギー消費性能等がなくて建築する場合の規則だよということですか。ここの説明をもうちょっとお願いいたします。

○**小山伸明建築住宅課長** 参考資料の64ページの表なんですけれども、まず、建物の申請をする際に建築確認申請を出していただきます。この表に即した面積区分ごとに、この省エネ法の関係の審査の手数をここでうたわせていただいております。今、深田委員のお話以外の、これは建物の確認申請を取ったんですけれども、その後、都合によって建物の計画を変えるとといったときには、建築確認申請の変更の確認申請というものがございまして、なので、これは変更以外の部分、一番当初の申請のときになります。

同じく参考資料の65ページに行きますと、「確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築をする場合」という欄がございまして、これは変更の確認申請のときの省エネ関係も変更になる場合にとり形になろうかと思っております。

以上です。

○**深田ゆり子委員** だから、64ページの最初のは、申請当初の、省エネがないというか、消費性能の向上がされていない状況の建築確認申請をしたものということによろしいですか。

○**小山伸明建築住宅課長** 建築基準法の確認申請と省エネ法の適合判定の申請、これはセットでまず出した場合が最初になります。その後は、今度、確認申請も変更するし、省エネの内容も変えるよというものが後段の表になります。変更する場合と変更する場合以外の場合という、ちょっと紛らわしい言い方になっているんですけども、そのような状況になっております。

以上です。

○**深田ゆり子委員** 分かりました。

それで、具体的に省エネ性能向上のための措置例というのがあるかと思うんですけども、一戸建ての住宅で、断熱窓、サッシ、ガラスとか、高効率空調設備、LED照明、高効率給湯設備とかあると思うんですが、一戸建てだとどれか1つあれば省エネ性能向上になるのか、その辺の割合とかそういうのはあるんですか。

○**小山伸明建築住宅課長** なかなかちょっと説明が難しいんですけども、まず建築物の省エネ基準という基準がございます。いろんな組合せでその基準を満足する方法を、御施主様を取っていただくという形になろうかと思えます。

以上です。

○**増井好典委員長** よろしいですか。

○**深田ゆり子委員** はい。

○**鈴木浩己委員** ということは、年間の建築確認申請の件数とかは、さっき課長の御説明だと、今まで300平米以上は省エネ基準と定めていたけれども、これからは全ての建築物ということで、小規模の建築物にも省エネ基準が当てはまってくるよと。ついては、そういうお宅についての手数料も頂きますよというものの改正だと思うんですけども、全体の建築確認申請の件数と、もし分かれば300平米以上の大きいお宅とそれ以下のお宅の建て分けとか分かれば、お教えいただきたいと思えます。

○**小山伸明建築住宅課長** まず、焼津市における確認申請の提出の件数が、昨年度622件ほどございました。そのうち専用住宅が約85%の520件程度になりますので、ちょっと細かい数字が分からないんですけども、なかなか住宅で300平米超えるということがないものですから、500件ぐらいは今回の改正で対象になろうかと思えます。

以上です。

○**鈴木浩己委員** そうすると、今までは手数料が発生をしなかったお宅が、年間通じて500件ぐらい今度は手数料が生じるということになると、一般会計で手数料収入とか計上されていましたがけれども、それで幾らぐらいの影響額があるのかなということだけ教えてください。

○**小山伸明建築住宅課長** この省エネの関係の審査が確認申請と同じで、民間の指定確認検査機関でも可能になります。ということで、今、焼津市の確認に出てきている確認申請の99%が民間で提出されるものですから、ほぼほぼ焼津市に出てくるのが少ないのかなというところで、令和7年度の当初予算の手数料の歳入の見込みには含めてございません。ただ、令和7年度の申請状況を踏まえて歳入を考えていきたいと考えております。

以上です。

○**鈴木浩己委員** 建築物認定申請等手数料の見込額が今年度とほぼ変わっていないもんですから、どういうことだったかなというちょっと疑問が生じていたけれども、民間の審査機関で99%ぐらいはやっていただいているということで了解しました。

以上です。

○**増井好典委員長** ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第39号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議第40号「焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これも当局の補足説明がございましたら、お願いしたいと思います。

○小山伸明建築住宅課長 議第40号につきまして、こちらの法律の改正によりまして、建築基準法が一部改正をされます。

改正される内容につきましては、これまで確認申請、焼津市が出す場合は計画通知というんですけれども、こちらの計画通知の審査は焼津市の建築主事、職員ですけれども、しか審査ができなかったということになっておりましたけれども、この法改正で、先ほども申しました民間の指定確認検査機関でも焼津市の物件を審査することができるという改正になりました。

それによって、建築基準法の条項が、項が増えた関係で、焼津市手数料条例及び焼津市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例の一部を改正する条例で引用している条項にちょっとずれが生じたものですから、それを整備する改正となります。

以上です。

○増井好典委員長 当局の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑のある委員は御発言願います。

特にないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論もないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。

議第40号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、都市政策部所管の議案の審査は終了しました。

都市政策部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代しますので、暫時休憩いたします。

休憩(10:30～10:33)

○増井好典委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、上下水道部所管の議案審査に入ります。

まず最初に、議第2号「令和7年度焼津市し尿処理事業特別会計予算案」を議題といたします。

予算書の201ページ以降になります。

それでは、当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 203ページ、204ページの歳入なのですが、汲取手数料が4億7,368万2,000円ということで、前年度よりも若干増えております。その内訳を伺いたいと思います。

○村松 久下水道課長 内訳でございます。御質疑にお答えします。

汲取手数料につきましては、前年度、令和5年度の下半期の実績を令和6年度の上半期の実績を踏まえて、その量に応じた手数料ということで算定いたしております。

内訳につきましては、し尿汲取手数料が2,031万円、浄化槽清掃手数料が4億5,374万6,000円となっております。し尿公課の調整としまして、37万4,000円を調整しております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 合併浄化槽の金額がほとんどだという、4億5,000万円の。くみ取りの世帯はわかりますか。あと、合併浄化槽の世帯。それから、仮設トイレのくみ取り手数料はこちらには含まれないんですか。

○村松 久下水道課長 実績を考慮しております、件数でもよろしいでしょうか。

○深田ゆり子委員 件数だと分からない。1か月に1回だもんね。

○村松 久下水道課長 市で確実に把握しているものではございませんが、世帯数が把握できておりません。件数ですと、くみ取りが令和5年度の実績で約5,000件で、合併浄化槽の清掃が1万7,000件ぐらいです。その辺りの数量を見込んでいるところでございます。

○深田ゆり子委員 世帯数が分からないということなんですけれども、し尿くみ取りは令和5年度5,000件ということで、大体月に1回のくみ取りという状況でしょうか。合併浄化槽の清掃はどういう状況でしょうか。何か月に1回とか半年に1回とか、どうなんでしょうか。

○村松 久下水道課長 お答えします。

まず、くみ取りは月に1回から2回程度の頻度でございます。浄化槽清掃につきましては、年に1回以上ということでやっております、事業所ですとか、そういったところによって頻度が違いますので、年に1回ということで依頼に応じた形で実施をしているところであります。

○深田ゆり子委員 くみ取りに月1回から2回ということで、年に数回ぐらいしかとか、本当はもっとやったほうがいいんじゃないとか、そういうのも実態は把握されておりますか。あと、合併浄化槽の清掃もですけども。

○村松 久下水道課長 くみ取りにつきましては、各世帯で利用状況も違うということで、その利用状況に応じて、依頼に応じてということになります。あと、合併処理浄化槽に

については、各家庭で管理している業者さん等が入っておりますので、そちらの情報をいただいた上で実施をしていく次第でございます。

○深田ゆり子委員 了解しました。

○鈴木浩己委員 関連して。以前、一般質問とかで石津3町の部分でいろいろやらせていただいたときに、そのときのデータとして、生し尿の人口が何人とか、単独浄化槽が何人、合併処理浄化槽が何人という、その人数で御回答いただいていたんですけども、今データとして人数はすぐ出ますか。

○村松 久下水道課長 令和5年度の実績でございます。まず、くみ取りの人口は約2,000人、単独浄化槽が3万4,000人、合併処理浄化槽が7万1,000人、その数字をこちらとしては把握しているところでございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。それこそ、令和の早い時期の頃の一般質問のデータに比べて、生し尿で約500人減少、それから、単独処理浄化槽で8,000人減少、合併処理浄化槽がざっくりで7,000人上昇ということで、単独浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えというんですか、それで相当やっぱり効果は出しているなというふうに分かりました。

1つ伺いたいののが、生し尿の使用料単価というのは、今どれぐらいでしたっけ。

○村松 久下水道課長 生し尿のくみ取りにつきましては、10リッター当たり97円ということやらせてもらっております。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

これはあれですか、近隣の自治体に比べてどれぐらいのランクにあるのか、参考までに教えていただければなと思いますけれども、以前は、近隣と比べて、焼津は生し尿がかなり安かったような気がします。最近ではどうなのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○村松 久下水道課長 こういった事業を直営でやっている事業者が少ないので、確実な把握というのは出ていないんですけども、民間の事業者さんがやっているということで。おおむね概算ですと、藤枝市と比較しますと、藤枝市は焼津市より1.5倍程度高いというのがあって、その課題の状況だけ把握しておるところになります。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

それこそ下水道使用料を、数年前に約17%改定で引上げをしました。そのときに、この生し尿の使用料については議論があったかどうか、今後どうするかというのも含めて、お教えいただきたいと思います。

○村松 久下水道課長 以前、下水道の使用料が減額して、し尿のくみ取りですとか合併処理浄化槽も値上げというふうにあったんですが、当面据置きということでやっております。

現在、し尿処理事業特別会計につきましては、おかげさまをもちまして赤字ということじゃなくて収益も上がっている状況でございますので、市がまた値段を上げますと、また、近隣市の影響とかもあると思いますので、その辺は十分考えながら今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

それこそ下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の関係で、浄化槽の清掃手数料について、この旧焼津地区と今の大井川地区では、やっぱり直営と委託のエリアだもんですから、若干違うのかなというふうに思うんですけども、その比較とかというのは分かりますかね。

○村松 久下水道課長 旧大井川町の辺りにしても、市の値段を基にやっているということで、ほぼ値段は一緒ということで把握しております。

○鈴木浩己委員 それは、浄化槽の清掃手数料だと思うんですけども、じゃ、全くこっちと同じという解釈でいいのか、生し尿についてはどういう状況なのかということも含めてお願いします。

○村松 久下水道課長 条例で定めている金額に対して、民間のほうが若干安いのではないかと理解です。

(「し尿」と呼ぶ者あり)

○村松 久下水道課長 し尿については、全部焼津市がやっております。大井川地区もそうです。

○鈴木浩己委員 了解です。

○深田ゆり子委員 今、鈴木委員から人数のお話がありました。私が先ほど世帯をお聞きしたんですけど、それは出ていないということで、件数は回答いただきました。

例えば、し尿くみ取りで月1回とすると、5,000件ですと約111世帯ですよね。それから、合併浄化槽も年に1回やるとなると1,416世帯。世帯にしてみると、件数では分からないというのは、やはりそれぞれの世帯がどれぐらいやっているのかなということをちょっと確認したかったんですけども、先ほどの鈴木委員の人数からいくと、大体、焼津市は2人家族としてもかなりの差がありますよね。2人家族としても、このし尿くみ取りよりは合併浄化槽の清掃というのが、年に1回はやられていない世帯が多いのではないかとこのように思いますけれども、その辺のことはどういふふうにお考えでしょうか。

○村松 久下水道課長 年に1回やっていないんじゃないかというふうなこともございますけれども、浄化槽も年に1回以上ということで決められておまして、また、浄化槽の所管は県になるものですから、年に1回以上の清掃はするようにということで、啓発活動もしているということで行っております。

以上です。

○深田ゆり子委員 やっぱり今、公共下水道から合併浄化槽に焼津市が方針転換をしてからも数年たちますけれども、どんどん増えていきますよね。また、台風とか豪雨のときに合併浄化槽があふれてしまったとか、そういうこともここ数年前に何件かあって、業者が対応したり、くみ取り清掃車に対応して下さったりとか、そういうことも出ているものですから、やっぱり県が合併浄化槽の清掃の周知を啓発とか、周知をこれからもすると思うんですけども、焼津市としても実態調査なり、そうした啓発というのにも必要じゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○村松 久下水道課長 それにつきましては、清掃を促すような啓発活動は市のホームペ

ージとかでもやらせていただいているところがございます。

また、管理業者とかにもそういう呼びかけをしまして、適正な管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**深田ゆり子委員** ホームページを見られない方もいますので、回覧板で回すとかを考えていただきたいと思ひますし、また、実態調査について、今後、今すぐにではないですけども、どういう状況なのかということも調べていただければなと思ひますが、その点についてはどうでしょうか。

○**村松 久下水道課長** 台帳の作成ですとか、そういったものは県で今やるということに聞いているんですが、なかなか進んでいないということもありまして、その啓発活動を含めて実態調査、私どもで実施している清掃件数ですとかそういったものがありますので、そういった中で実態をちょっとまた調べていくような、そんな取組は検討していきたいと思ひます。

○**深田ゆり子委員** お願いします。

○**増井好典委員長** ほかにありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** ないようですので、これで質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**増井好典委員長** 討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第2号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**増井好典委員長** ありがとうございます。挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号「令和7年度焼津市水道事業会計予算案」を議題といたします。

補足説明を求めます。

○**織原由香利上下水道部長** これから審議いただきます令和7年度水道事業会計の予算書の中にございます、予算に関する説明書の一部に誤りがございました。修正をお願いしたいと思ひますので、今口頭で申し上げます。

正誤表は後日お配りさせていただきます。

修正の箇所でございますけれども、22ページになります。令和7年度水道事業会計予算の令和6年度の焼津市水道事業予定貸借対照表になります。

修正箇所を申し上げます。まず、3行目になりますが、利益剰余金なんですが、そこがなぜか「#」になっていまして、ここが「(1)」になります。

5行目になります。5行目の「イ 建設改良積立金」でございますが、82万1,437円と書いてありますけれども、それが79万6,936円です。次ですけれども、8行目になります。「(イ) その他未処分利益剰余金変動額」ですが、「341,971」とありますけれども、36万6,472円になります。最後、9行目になります。「当年度未処分利益剰余金合計」が35万545円と書いてございますけれども、そちらが37万5,046円になります。

これに基づいて、令和7年度予算がつくられるわけでございますけれども、令和7年度予算については変更はございません。最終の数値と合っておりますので、変更はありません。よろしくお願いいたします。

○増井好典委員長 それでは、当局に対して、質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 1ページに業務の予定量ということで、給水戸数と年間総給水量が書いてございます。去年10月作成の水道事業年報、令和5年度の16ページを見ますと、年間給水量と年間有収水量の推移が書いてございます。表になっておりまして、だんだん下がっているということは減っているということだと思うんですけども、この上の年間給水量というのは、この1ページの年間総給水量と同じものになるのか、それとも、この下の赤点線の年間有収水量になるのか、その辺ちょっと確認させてください。

○多々良智彦水道総務課長 議案の(2)の年間総給水量とありますけれども、これと年間給水量というのがイコールでよろしいと思います。

○深田ゆり子委員 そうしますと、下の表の年間有収水量の意味がちょっと分からないんですが、説明を。

○多々良智彦水道総務課長 年間の総水量というのが、配水場から送り出す水の量のことを言っておりまして、有収というのがメーターを通過して料金になるものになります。その差は何かといいますと、本管で漏水があったりとか、あと、消火活動とかで使った水になりますので、これで差が出ます。

以上です。

○深田ゆり子委員 そうすると、この年間総給水量の中には、実際には使っていないという量も入っているということですか。

○多々良智彦水道総務課長 料金に入っていないものが入っていると思います。無収と有収があるんですけども、無収はさっき言いました、本管で漏水があったりとかということで、メーターを通過していない量になります。

○深田ゆり子委員 例えばアパート、マンションで住んでいないお宅というか、件数には水道料金はそのアパートの方が基本料金を払うんですよね、住んでいなくても。払わなくていいんですか。

○多々良智彦水道総務課長 はい。

○深田ゆり子委員 基本料金も。

○多々良智彦水道総務課長 アパートで、今の御質疑ですと空き家ということでよろしいですか。

○深田ゆり子委員 はい。

○多々良智彦水道総務課長 空き家の場合は料金がかかってきませんので、基本料金は払わなくていい。

○深田ゆり子委員 ただ、長期に空いていると、大家さんがお水がちゃんと出るかどうか確認したりとか、茶色いお水が出ないようにとか、そういう作業があるかと思うんですけども、そうすると、その水道水を使ったということになると、基本料金は最低でも払うことになるんじゃないかと思うんですけど、そういうことのトラブルとかないのかなと思うんですが。

○多々良智彦水道総務課長 今、お引越しになりますと、転居の連絡をいただきますと、うちでメーターのバルブを閉めてしまいます。なので、もし大家さんが使いたいよとか、あとクリーニングが入る場合があるんですけども、その場合は業者の方とか大家さんから連絡をいただきまして、うちで一旦バルブを開けてからお水を使うので、そういったトラブルは。

○深田ゆり子委員 ないんですか。

○多々良智彦水道総務課長 はい。

○深田ゆり子委員 分かりました。

この年間総給水量が1,886万2,000立方メートルということで、6万1,400戸なんですけれども、この6万1,400戸の内訳というのは、全部住宅なのか、それとも事業所も含まれる戸数なのか教えてください。

○多々良智彦水道総務課長 この6万の数には、使用されている工場から一般の住宅から全て入っております。

○深田ゆり子委員 その割合はどのぐらいですか、工場と住宅。

○多々良智彦水道総務課長 詳しい割合の資料を持っていませんので、また後で。

○増井好典委員長 じゃ、後ほどお願いします。

○多々良智彦水道総務課長 それではないんですけども、口径で一番小さいのが13ミリという口径になっていまして、次は20ミリ、25ミリとかあるんですけども、この辺までが一般家庭の負担になるところで、それ以上のところが工業・商業で負担になるところとなっています。

それで、今の口径別の戸数になるんですけど、それでよろしいですかね。

口径別でいきますと、令和5年の数字になるんですけども、13ミリが2万3,780、20ミリが3万4,135、25ミリが2,133、30ミリが工業とか商業になるものですが、269、40ミリが320、50ミリが149、75ミリが54、100ミリが12、150が1、300ミリが1になっております。

以上です。

○深田ゆり子委員 その事業年報の22ページから23ページに書いてございましたけれども、口径別有収水量ですが、20ページに口径別水道料金もありますね。どれから工場というふうになるのかは、分かりますか。大体家庭はどの辺まで。

○多々良智彦水道総務課長 家庭が、メインはやはり13ミリと20ミリが家庭になります。家庭の中でも25を使っている方もいらっしゃるんですけども、数は少ないかなと思いついて、大体25から商業系とか工業系とか、あと、共同住宅なんかもあるかもしれませんけども、そういった形になってくると思います。

○深田ゆり子委員 大きい工場では、自分の井戸で水道として使っているところもあると思うんですけど、大体分かりました。13から20ミリということですね。

それで、そこが64%ぐらい、6万1,400戸のうち家庭が6割強ということになるかと思うんですけど、総給水量が1,880立方メートルですけども、焼津市が供給できる年間の水量というのはどのぐらいなんですか。

○鳥居 勉水道工務課長 焼津市が最大で送れるものですけど、そちらにつきましては、実際、祢宜島、中新田、上泉、六軒屋、4か所の配水場がございまして、9万1,200立

方メートル。あと、大井川広域水道からの受水ということで8,700トンという形になります。

以上でございます。

○**深田ゆり子委員** 日量9万1,200立方メートル、プラス8,700トンの大井川広域水道の水ということなんですけれども、依存度からすると、大井川広域水道が8,700トンの依存度は、平成31年ぐらいでは15%から20%ということが会議録に載っていたんですけれども、新年度はどのぐらいになりますか。

○**多々良智彦水道総務課長** 井戸からとか送れる能力的なもの、あと、ふだん、能力100%で井戸から送っているわけじゃなくて、余裕を持って送っているものですから、それでいきますと、今までと同じように大井川広域水道はそのうちの15%を使っていて、井戸から焼津市独自でつくっている水が残りということになります。そこは変わってありません。

○**増井好典委員長** 深田委員、もうちょっと予算に話が寄っていらっていいですか。

○**深田ゆり子委員** 予算に関係しています。

○**増井好典委員長** 分かりました。

○**深田ゆり子委員** 大井川広域水道が優先で、その残りが井戸からということなんですか。

○**多々良智彦水道総務課長** 優先というのは、井戸のほうが優先でやっているんですけども、能力的にまず100%使えないというところで、その割合で今は運用しております。

○**深田ゆり子委員** それでは、次に行きます。今、大井川広域水道の話が出たものから、そちらに行きます。26ページの受水費として4億497万8,000円の大井川広域水道の受水費を予算計上しております。まず、この4億円の内訳をお聞きします。

○**多々良智彦水道総務課長** 受水費なんですけれども、基本料金と使用料金というものがありまして、それで基本料金なんですけれども、もともと日量で3万6,300立米あったんですけれども、融通をしております、それが1万1,400円になりますので、その差額に31円を掛けて、それに年間日数を掛けたものが基本料金になっております。

それと、あと使用料金は、8,700立米に32円を掛けまして、それに日数というところで、若干これには各月の変動係数というのが入るんですけれども、そのような計算をしております。

以上です。

○**深田ゆり子委員** 分かりました。

基本料金の単価が、これは平成29年度に減額になっておりますよね。基本料金の単価が、平成28年度は34.1円、平成29年度が31円、使用料金の単価が38円だったのが32円に、これ消費税抜きということなんですけれども。それから、平成29年度からこの金額は変わっていないということですね。3万6,300トンの基本料金が、有収水量が1万1,400立方メートル、その金額と毎日の8,700立米掛ける32円、掛ける日数を足したものが、この4億497万8,000円になるということですね。分かりました。

1日最大使うこの金額は、先ほど御説明がありました焼津の9万1,200立米出ますよと、1日必要な平均給水量が5万1,677立方メートルということで、かなり多い水量が焼津市にはあるということで、大井川広域水道の8,700トンというのは要らないんじゃないかなというふうに思いますが。これは片野伸男議員のときからの問題提起をずっと

させていただいておりますけれども、その後、基本料金とか使用料単価をもっと下げるべきではないかという議論もあったかと思いますが、新年度に向けてはどうお考えですか。

○**織原由香利上下水道部長** 今、水量について御質疑いただいて、料金ということだったんですけれども、まず8,700トン、協定7市で組織されていまして、その中でそういう責任水量として頂いているものになります。ですので、先ほどそれだけ要らないんじゃないのというのは、複数水源を確保するという意味で、今までその水量できました。

料金についてはこれから審議をされて、多分、今年度、最初に覚書を結びましたというところをお示ししているかと思いますが、また水量は決まってきていて、料金は更新がどこもかかってくるので、今後、検討していく材料になります。

具体的にはこれから幾らになるというところにはなりますけれども、なかなか今どこも物価高騰であるとか、工事の働き方改革とか経費が上がっているというところもありますし、地震とかこの間の道路陥没事故とかございまして、安心を求めていきたいところがございますので、全国的にもやっぱり老朽化が進んでいるという中で、料金を下げるというのはなかなか困難な状況ではあるかと思えます。

以上でございます。

○**増井好典委員長** ほかにございますでしょうか。

○**鈴木浩己委員** 予算書の27ページの受託工事費の修繕費のところですけども、これは各施設の長寿命化等の経費になるのかなというふうに思うんですけども、焼津市水道ビジョン・経営戦略2020で時系列というか、年度ごとの額が投資計画として出ている中で、大分、当初の予定より令和7年度については多いのかなというふうに思うんですけども、これは焼津市水道ビジョン・経営戦略2020で予定されていた計画よりも、能登半島地震を受けて、追加で施設の長寿命化ですとか耐震化をするような、そういう計画が盛り込まれたのかどうか、一遍伺わせてください。

焼津市水道ビジョン・経営戦略2020だと、令和7年度は1億1,700万円の計上予定だったんですけども、今回は1億9,000万円ぐらい計上されているんですけども、いかがでしょう。

○**鳥居 勉水道工務課長** 今、27ページの受託工事費の修繕費なんですけど、こちらにつきましては、受託工事費、他事業による工事費になりまして、1,900万円になります。こちらを説明させていただきますと、こちらは他事業関連でやった区画整理とかその他道路とか河川とか、そういったものに関する修繕工事の工事費となっております。

工事費、焼津市水道ビジョン・経営戦略2020の関係でということでございますので、補足させていただきますと、工事費に関しまして、30ページに工事費がございまして、こちらは22億985万8,000円ということで予算づけしております、こちらにつきましては、来年度の予算で、以下の配水管布設工事から水源とか、そういったものの施設の工事費を計上しております。

○**鈴木浩己委員** 分かりました。じゃ、建設改良費からそういった部分の予算が出ているということです。

同じく焼津市水道ビジョン・経営戦略2020を見てみますと、基幹管路ですとか、あとは重要給水施設管路について、それぞれ耐震管率の計画が載っているんですけども、

特に基幹管路の耐震管率が令和6年度末時点での見込みですとか、あるいは重要給水施設管路の耐震管率の今年度末の見込みについて、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思えます。

○鳥居 勉水道工務課長 まず、基幹管路の令和6年度末の耐震管率の見込みですが、約47%予定しております。重要給水施設につきましては、国としまして44%ということで見込んでおります。

以上でございます。

○鈴木浩己委員 焼津市水道ビジョン・経営戦略2020とほぼほぼ同じ率で計画が進んでいらっしゃるのかなと思うんですけども、これもさっきの投資計画の中の額と、若干やっぱり現実の予算案のほうが多く出ているのかなというふうに思うんですけども、逆でした。焼津市水道ビジョン・経営戦略2020のほうが少なく、実際の令和7年度予算案が、かなり大きい数値が並んでいるのかなというふうに思うんですけども、これもさっきちょっと伺いましたけれども、能登半島地震の長期間の断水を受けて、市長も盛んにこの頃は上水道の耐震を声高に上げておりますけれども、予定が若干加速がついているのかどうか、その1点教えてください。

○鳥居 勉水道工務課長 それこそ、今年度、焼津市水道ビジョン・経営戦略2020におかれましては、今言ったところで物価高騰とかその他もろもろございまして、見直し等も行っておりまして、こちらにおきましても、やはり工事費に関しましては、高騰を受けまして従前の基準より上がっているような状況というのが1つと、あと、やはりそういった能登半島地震におかれましても、言われた基幹管路とか、あと給水施設といった形で水源井戸とか、あと配水場内の施設、そういったものを今後進めていくという国の方針もございまして、そういったものを踏まえて、うちもそれに見合った形で計画をしているような形で、工事費等は上がっているような状態でございます。

○鈴木浩己委員 本当に市民の安心・安全でやっぱり水というのは、もうかけがえのないライフラインなものですから、ぜひ災害に強いというそういう部分で、引き続きお願いをしたいなというふうに思えます。

当然、単年度で建設改良費を多くしていただくというのは、逆に言ったら安心・安全を先取りできるのかなというふうに思いますが、その分やっぱり先立つものがないと、なかなか厳しいかなというふうに思えます。

焼津市水道ビジョン・経営戦略2020を策定いただいて、今、計画期間内であるんですけども、企業債が年々右肩上がりになっているというのが若干気になるころではあるんですけども、それでも年度末の決算数値を見ると、上水道に関しては非常にいい営業成績かなというふうに思われますが、今後その財政計画でうまくマッチしているのかどうか、それだけ最後1つ教えてください。

○織原由香利上下水道部長 皆様に御心配いただいているところ、特に耐震化については御質疑をいただいたりとかという中で、どうしてもそこは抑えていけるところではないものですから、進めていかなければなりません。それを基に、今回見直しも図っております。まだ最終には収まっていますけれども、基本的には方針は今までの焼津市水道ビジョン・経営戦略2020の方針は踏んでつくっておりますけれども、耐震化を進めていく上での、それを優先に考えて財源を組むような形の計画をつくらせていただいております。

ますので、また御理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○鈴木浩己委員 了解です。

○増井好典委員長 ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 24ページの減損損失の兆候についてということで、遊休資産が4か所あります。ここは、掘れば水道が飲み水として使えるよというところなのか、どういう位置づけになっておりますか。

○多々良智彦水道総務課長 24ページの減損損失のグルーピングの話でよろしいですか。

○深田ゆり子委員 遊休資産の4か所。

○多々良智彦水道総務課長 これは、水道で持っている土地の評価についてのお話をここで書かせていただいています、ここが前に使っていたといいますか、そういうところで、今ここを掘ればというようなものではないわけです。今は幾つか、井戸も35井あるんですけども、それとは別で資産として持っているというものになります。

○深田ゆり子委員 そうすると、別に35件、掘れば水道として使えるような土地は持っているということですか、それともそういう場所があるということですか。

○多々良智彦水道総務課長 井戸として現実に使えているものが35ありますので、それについては別に土地があって、それから、井戸を吸い上げて配水機で持ってきていると。ここはまた別になりますので。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○増井好典委員長 ほかはいいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ほかにないようですので、ここで質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

○深田ゆり子委員 今回、いろいろ水道の工事の老朽管を早くやっていただくことも本当に大事なことだと思うんですけども、やはりこの会計の26ページの大井川広域水道受水費4億497万8,000円は高過ぎるし、焼津市が提供できる水量が、先ほどの説明で日量9万1,200立米あるという、そういう現実もありますので、やはりこういうところは物価高騰で工事にかかるということで、市民の皆さんにとっても水道料金はもう少し安くしていただければ、もっと生活も助かるということにもつながりますので、こうした大井川広域水道の受水費の負担金はもっと下げ、先ほどの説明では、今後検討する内容だというお話もございましたけれども、これは予算として計上されておりますので、そこには認められませんので、反対とさせていただきます。

以上です。

○増井好典委員長 ただいま討論がありましたけれども、ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、じゃ、討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第10号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続きまして、議第12号「令和7年度焼津市公共下水道事業会計予算案」を議題といたします。

当局に対して、質疑のある委員は御発言願います。

○鈴木浩己委員 公共下水道には、汚水処理と雨水処理の2つがあって、近年の異常気象によって、この町なかの下水道計画区域内での道路冠水ですとか、あるいは床下、床上等の被害が出ているわけなんですけれども、当然、雨水幹線の改良というか、そういったものも視野に入れる中で、水災害対策プランみたいな、建設部でやっているものとタイアップしていただきながら、やっていかないといけないのかなというふうに思うんですけれども、先ほどは上水道の企業会計は、以前からそうなんですけれども、経営成績がすばらしくいい中で、建設改良費に回せるお金も少しは余裕があるんだなというふうに思いますが、公共下水道事業については、やっぱり汚水処理にかかるものと、あとは使用料収入というか、それと見合っていない部分が当然出てきている中で、数年前に料金改定でもって17%ありましたが、決算監査でも指摘をされており、やっぱりある程度見合った料金設定というのが大事になるのかなと思う中で、上げたばかりでさらにまたというわけにはいかないでしょうけれども、ある意味では料金を利用者から頂くというのと、もう一つは、歳出で何か企業努力されている点があれば教えていただきたいのと、あと、使用料単価と汚水処理原価がどれぐらい違っているのかというのも、お教えいただきたいと思えます。

○村松 久下水道課長 まず、料金に関するということで、実際、今、下水道事業につきましては、使用料で修理費用を賄っていないというような状況がまず1つございます。前回の料金改定の際にも、料金審議会を開いて皆様の意見を聞いた上で実施しているんですが、その答申の中で10年に2回の料金改定というふうな答申を受けておまして、令和5年に改定しておりますので、その5年後ぐらいということで料金の改定が必要だというふうに。それを見ますと、経費回収率もおおむね100%を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。

現在の使用料単価と汚水原価ですが、使用料単価につきましては、令和5年の決算の時点で127.16円でございます。汚水原価につきましては、令和5年の決算におきまして157.75円ということで、現在それが賄っていないという状況でございます。

以上です。

○鈴木浩己委員 分かりました。

使用料収入と歳出と、なかなかバランス取るのが難しいかなというふうに思うんですけれども、歳出削減の中で何か取り組んでいることとこののをさっき伺ったんですけれども、何かありますか。

○村松 久下水道課長 歳出削減につきましては、下水道施設の老朽化が今後さらに進んでいくところと思うんですけれども、そういった中で現在の施設を有効に活用するというので、ストックマネジメント計画ですとかそういったものを策定して、経費を抑えながら更新を確実に進めていくと、そういったことで長期的に考えております。

以上になります。

○鈴木浩己委員 分かりました。いずれにしても係がするものだもんですから、特に特別会計の頃に比べて企業会計として会計処理が変わったんですけれども、相当やっぱり

年々赤字というか、マイナスの方向に進まざるを得ないのかなというような気がしないでもないです。

さっき、汚水処理単価と使用料原価を伺ったんですけれども、やっぱり30円差があるという。令和5年度に料金改定をして、たしか年度途中だったような気がするんですけれども、若干使用料収入が増えたにもかかわらず、30円の差をいかに詰めて、むしろ逆な方向へ行ければありがたいですけれども、なかなかそれも難しいでしょうから、市民の安心・安全を守るというそういう使命と、もう一つはやっぱり企業会計としての経営成績をいかに上げるかという、悩ましい課題がずっとついて回るのかなというふうに思いますので、今後ともぜひ健全財政というか、維持できるようによろしく願いいたします。

○深田ゆり子委員 関連してちょっとお聞きしたいんですけど、いいですか。

○増井好典委員長 どうぞ。

○深田ゆり子委員 今、汚水処理単価と使用料原価のお話がありました。金額的に、近隣市町と比べてみて焼津市の金額はどうなんでしょうか。

○村松 久下水道課長 答えいたします。

使用料単価につきましては、令和5年度末のデータがまだ出ておりませんで、令和4年度末のデータでございます。令和4年度の時点で使用料単価が焼津市112.68円で、県下では20番目ということでございます。汚水処理原価につきましては160.37円で、県下で8番目ということでございます。

藤枝市と比較しまして、藤枝市は使用料単価は118.84円ということで、焼津市より若干高い単価でございます。汚水処理原価につきましては、焼津市160.37円に対して藤枝市が155.1円、一応そんなような数字でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○鈴木浩己委員 その使用料単価112.68円というのが県下20番目というのは、安いほうから20番目ですか、それこそ高いほうから。ちょっと教えてください。

○村松 久下水道課長 高いほうから20番目。

○鈴木浩己委員 高いほうから20番目、ということは……。

○村松 久下水道課長 29自治体ですね。

○鈴木浩己委員 安いほうから9番目ということ。じゃ、もうちょっと上げてもいいということ。

○村松 久下水道課長 そうですね。

○鈴木浩己委員 分かりました。

○石田江利子委員 22ページの支出の委託料の中に、包括的民間委託導入検討業務ということで、今年度、24年ですね、去年で入札が完了しているんじゃないかなと思うんですけれども、民間の創意工夫を入れながら維持管理できるようにということで、導入を検討しているということになると思うんですけれども、具体的にどのようなことをこれから検討していくのかと、この期間、どのぐらいまでに結果を出していこうということで計画していっちゃうのか、お伺いしたいと思います。

○村松 久下水道課長 答えいたします。

まず、包括的民間委託の導入検討の状況でございます。

まず、下水道事業全般に言えるんですけども、非常にこれから老朽化に伴う更新需要が高まってお金がかかっていく、その一方で人口減少もあって、使用料収入もなかなか上がっていかないような状況といった中で、国が民間の資金ですとか、そういったものを活用していくという、そういったことで、PPPのアクションプランですとか、そういったものが示されるところでございます。

具体的な検討でございますが、現在も焼津市では処理場の運転管理ですとか、そういったものを民間に委託しているところでございまして、そういったものの中にさらに修繕業務を加えたりですとか、あと、管路の計画ですとか、また設計、あと工事の関係ですとか、そういったものを取り入れるという、そういったいろいろな手法が国から示されてございます。

各事業体、規模もございますので、そういった中でこういった手法を取れるかという、そういった検討をまた進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○石田江利子委員 いつ頃までに検討の結果をまとめるというか、答えを出すというか、その辺の目標はありますでしょうか。

○村松 久下水道課長 目標としましては、国の民間委託の導入の要件としまして、そういったものをやらないと、今後更新に関する補助金をもらえないとか、そういったこともございますので、今、目標としましては、導入できるのであれば令和9年度の契約で令和10年度の実施プラン、一応そういったことで大まかな目標を立てているところでございます。

○石田江利子委員 例えば近隣市町で、既にもうこういったものを導入しているところというのはあつたりするのでしょうか。

○村松 久下水道課長 静岡県内ですと浜松市が導入しているという状況でございまして、全国でもまだいろんなところが検討している状況でございまして、県内では浜松市で、あと幾つかの事業体が導入検討を進めているというふうに考えております。

以上でございます。

○石田江利子委員 分かりました。

○増井好典委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第12号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号「焼津市水道事業審議会条例の制定について」を議題といたします。

こちらの議案書の90ページかな。

まず、最初に当局の説明を求めます。

○**織原由香利上下水道部長** ただいまから御審議いただきます第46号「焼津市水道事業審議会条例」の制定につきまして、担当課長から御説明させていただきます。

○**多々良智彦水道総務課長** それでは、議第46号「焼津市水道事業審議会条例の制定について」説明させていただきます。

本条例は、本市の水道事業の健全な経営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として焼津市水道事業審議会を設置するために必要な事項を定めようとするものです。

まず、第2条では、審議会の所掌事項として水道事業経営に関することのほか、市長が水道事業について必要と認める事項を、市長の諮問に応じて、調査、審議、答申することとしております。

次に、第3条では、審議会の委員は12名以内で組織することとし、委員は学識経験者、公共的団体の推薦を受けた者及び水道使用者を代表する者から市長が委嘱するものとしております。

次に、第4条では、任期を2年とし、再任を妨げないものとしております。

次に、第5条では、審議会の会長及び副会長の選出は委員の互選によるものとしております。

次に、第6条及び第7条では、審議会の招集、審議会の会議の成立要件、理事の決し方など、会議についての基本的事項や審議会の権能についてそれぞれ規定しております。

なお、本条例の施行日は令和7年4月1日からであります。

以上、議第46号「焼津市水道事業審議会条例の制定について」の説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**増井好典委員長** 当局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○**深田ゆり子委員** 第1条の地方自治法の規定に基づきということですが、この時点で4月1日から施行するという、このときに、今この時点に出した理由というのは何かあるのでしょうか。

○**多々良智彦水道総務課長** 先ほどからも出ております焼津市水道ビジョン・経営戦略2020を令和2年に策定しまして、このときに実は今のような審議会を設けてはどうかというお話があったんですけれども、そのときは不要でしょうということだったんですが、近年、水道に関する事項で重大事項が多数発生しているということも受けまして、それで市民に分かりやすいといいますか、公平とか透明性の確保をしながら、利害関係の調整を行いながら、分かりやすい機関があったほうがいいんじゃないかということで、今回この審議会の設置を考えました。

それと、今回の焼津市水道ビジョン・経営戦略2020に当たりまして中間見直しをやっているところなんですけれども、これについても、こういったものがあつたらよかったなというのもありまして、これからも焼津市水道ビジョン・経営戦略2020につきまして、毎年チェックもお願いをするつもりでおります。それで、計画と現実で乖離が生じた場合、そのときもこの審議会で、その乖離に対する解決等も審議をいただきたいということもありまして、今回このタイミングでお願いしたということになりました。

○深田ゆり子委員 分かりました。

焼津市水道ビジョン・経営戦略2020の見直しもやっていくということ、近年、重大事故もあるので、もっと市民に透明性をということですね。

それで、次に、この第2条の(2)、今、水道事業経営に関することということで、焼津市水道ビジョン・経営戦略2020とか計画の見直しということなんですが、(2)で、「その他市長が水道事業について必要と認める事項に関すること」とありますけれども、具体的には何か今計画しているものはありますか。

○多々良智彦水道総務課長 具体的に言いますと、前の焼津市水道ビジョンでも、令和8年度に9%の料金改定が必要だと書いてありますので、その検討も審議会で審議を考慮しております。

それ以外でも、今回なんですけれども、経営でも料金収入の減少とか物価高騰、限りなくもうこれから上がってくるものですから、財政的なお話とか工事のお話も焼津市水道ビジョン・経営戦略2020どおりできるかというところを、この中では審議をお願いしたいと思っております。

先日、裾野市で若手職員の確保というのもこの審議会でやったということがあったんですけども、技術の伝承等もこれから課題になってくるので、そういったことも将来的にはこの中でお話をさせていただいたらと思っております。

○深田ゆり子委員 9%が料金改定を考えているということ、その他市長が水道事業について必要と認める事項の中に水道料金の改定も含まれるということなんでしょうか。

それと、若手職員の確保はいいんですけども、この水道事業経営に関することの中に大井川広域水道の関係も含まれますか。

○多々良智彦水道総務課長 (1)で「水道事業経営に関すること」とあるんですけども、それについては焼津市水道ビジョン・経営戦略2020の作成とか見直し、検証等をお願いしていて、その中で乖離があればというところで課題になるんですけども、今回、既にこの焼津市水道ビジョン・経営戦略2020の中に令和8年で9%ぐらいの料金改定が必要ではないかというふうに書かれておりますので、これについては市長のほうということで、(2)に該当するんじゃないかなというふうに考えております。

これから大井川広域水道のことも、もしこの中で見直しとか、計画よりも乖離があるんじゃないかということであれば、お題になるかもしれませんが、今現在はそういったことは考えてはおりません。

○深田ゆり子委員 分かりました。黒字でいい会計なのに値上げが必要ではないかという、その焼津市水道ビジョン・経営戦略2020に沿ってというのは、もう少しやはり分析が必要ではないかなと思いました。

それから、第3条の、「審議会は委員12人以内で組織する」とあります。(1)から(3)は平均すると4人ずつで12人ですけども、どんな構成を考えていますか。人数配置ですね。

○多々良智彦水道総務課長 そのところなんですけれども、学識経験者が経理の分かる方、それと技術の分かる方、各1名の2名を考えております。それと、公共的な団体なんですけれども、こちらは商工会議所とか、あとは商工会の方等、団体からということ考えておまして、水道使用者というところになりますと、市民代表ということで、

自治会連合会とか自治会にお願いをしたりとか、あとは産業、焼津で言いますと水産加工工業等、水を使っている工業系の中で大きな割合がありますので、その組合の方等にお願いしているという形になっております。

○**深田ゆり子委員** そうすると、大体6人ぐらいということで、12名以内と決めたのは何かあるんですか。

○**多々良智彦水道総務課長** 学識経験者2名で、あと、公共的団体の先生方と水道使用者ということで、大体12名以内ということなので、それに近い数の方を今予定しているということで、6名ではなくて、(1)が2人なんですけれども、(2)、(3)で9名、10名ほど予定をしております。

○**深田ゆり子委員** (1)が2名ぐらいで、(2)と(3)はできれば平等に、5名ずつとかというふうにさせていただければと思います。

次に、第6条なんですけど、審議会の開催はどのような想定をして、回数とか年に何回とか、どういう想定をしておりますか。

○**多々良智彦水道総務課長** 通常は、ビジョンの検証をやってもらう年は1回を予定しているんですけども、何か話題といいますか、諮問をしてやってもらうというときには、年5回とか6回とかそういう感じになるんじゃないかなと考えております。

○**深田ゆり子委員** 分かりました。

○**鈴木浩己委員** さっき裾野市のお話が出ましたけれども、県内とか全国的に見ると、裾野市さんもそうなんですけれども、上水道と下水道の事業審議会を設置していますよね。当然、市からしてみると、営業成績がいい水道事業についてはいいと思うんですよ。ところが公共下水道事業は、やっぱり全国の約8割の自治体で汚水処理と使用料単価とマッチしていないものですから、非常にやっぱり厳しい経営状態になっているということで、本来でしたらやっぱりそっちの経営が厳しいほうこそ、そういう学識経験者をはじめとした皆さんに入っていただいた審議会の設置も必要なのかなと素朴に思うんですが、今回、上水道に特化したような審議会の改正になりますけれども、下水道の事業審議会の設置については御検討はなかったんですかね。

○**織原由香利上下水道部長** 下水道事業についてということで、焼津市水道ビジョン・経営戦略2020はこちらはない、下水は経営戦略がございまして、その審議会は条例で設置するものではなくて、決裁で要綱を設けて設置をしております。

水道に関しては、今まで要綱でやっていた検討委員会、もしくは毎年、検証委員会とって、1年間やったものを検証する委員会是要綱で設置をしてきました。下水道は、審議会の改定であるとか見直しのときに設置をしていくような形に今までなっていたんですけども、今おっしゃっていただいたような審議会は必要ではないかということも考えております。

例えば、上下水道の審議会というところも他市ではございます。ただ、本市において下水道区域が本当に限られた区域で、そのメンバーの抽出であるとか、別々で設置する分には特に問題ないですけど、上下水道審議会みたいにしてしまうと、ちょっと委員さんの選出が難しいですねという話はしているところでございます。課題として考えておりますので、御意見ありがとうございます。

○**鈴木浩己委員** よろしくお祈りいたします。

- 増井好典委員長 ほかにありますか。
- 吉田昇一副委員長 3条で、審議会の委員12人ということになっているんですが、この報酬等はどうなっているんですか。先ほどの市の水道事業会計は可決したんですけれども、そちらには入っているんでしょうか、確認です。
- 多々良智彦水道総務課長 先ほどの水道会計の予算書の7ページを御覧ください。一番上の特別職というところで、11で計上させてもらっているんですけれども、11名ということでここに予算も計上して書いてあります。
- 吉田昇一副委員長 ということは、今、条例のことをやっているんですが、その前に予算へ載せていて、それが可決されてくるという理解でよろしいですか。
- 多々良智彦水道総務課長 その理解でよろしいと思います。
- 吉田昇一副委員長 分かりました。
- 増井好典委員長 ちょっと途中なんですけれども、通常、昼の時間ですが、まだ審議がここに加えてもう一つあります。ちょっと午前中に終わらせたいので、このまま継続させてください。
- 織原由香利上下水道部長 今回の条例案件について、ちょっと申し上げさせていただいてよろしいですか。
- 増井好典委員長 どうぞ。
- 織原由香利上下水道部長 今までの補足でございますけれども、先ほど値上げの料金改定の話もちょっと出ていたところでございますけれども、本市としましては、まず、先ほども何度か申し上げているように、今の課題であります老朽化であるとか、耐震化に対することであるとか、そういったことをまず第一に考えて計画を進めさせていただきたいものですから、その中で適切な料金というところが課題であるということであれば、そちらも審議していただくということで、特に今回のその他の事項というか、経営を見ていく中での判断になるかと思しますので、御理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
- 増井好典委員長 ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 増井好典委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 増井好典委員長 討論を打ち切ります。
これより採決いたします。
議第46号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
- 増井好典委員長 総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
続きまして、議第47号「焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
当局の説明を求めます。
議案書の92ページになります。

○織原由香利上下水道部長 議第47号「焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、担当課長より御説明させていただきます。

○多々良智彦水道総務課長 それでは、議案書の92ページをお願いいたします。参考資料は175ページから176ページになります。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の見直しに鑑み、水道企業職員の扶養手当等について所要の改正を行うものであります。

第6条では、扶養手当の支給対象から配偶者への支給を廃止する改正、第12条の2では、管理職員が臨時または緊急の必要などで勤務した場合に支給する管理職特別勤務手当についての支給範囲を拡充するための改正、条例第21条では、定年前再任用短時間勤務職員への住居手当を支給するための改正を行うものであります。

なお、この条例は令和7年4月1日からの施行となるもので、扶養手当の支給の見直しにつきましては、配偶者を支給対象とする経過措置が令和8年3月31日までとされております。

以上、議第47号「焼津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたしました。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○増井好典委員長 当局の説明は終わりました。

ただいまの説明に対して、質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 第6条の配偶者を廃止することは、法律でどういうふうにしたんでしたっけ。

○多々良智彦水道総務課長 ここは削除に、支給しないことになるんですけども、配偶者を扶養手当の対象から除くというふうになりまして、削除になります。

○深田ゆり子委員 令和8年3月31日まで経過措置があるということですけども、この扶養手当を廃止するという前提になるものは、法律でどういうものだったのでしょうかということをお聞きしたかったんですが。

○多々良智彦水道総務課長 これは法律というよりも人事院勧告で決められたことなので、人事院の附則だと思うんですが、詳しくは申せないです。

○増井好典委員長 深田委員、よろしいですか。

○深田ゆり子委員 はい。

○増井好典委員長 ほかにございますでしょうか。

いいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○増井好典委員長 討論なしと認めます。討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第47号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○増井好典委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、上下水道部所管の議案の審査は終了いたしました。

上下水道部の皆様、御苦労さまでした。

これもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会（12：11）